

手続開始の公示(説明書)

令和4年9月27日
東日本高速道路株式会社 関東支社
支社長 千田 洋一

次のとおり、公募型プロポーザル方式に付します。

なお、本件公募型プロポーザル方式に係る手続きについては、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、基本契約条件書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この「手続開始の公示（説明書）」に記載のとおり実施します。

第1 基本事項（調達手続の概要）

1-1.	調達機関番号	417
1-2.	所在地番号	11
1-3.	品目分類番号	42
1-4. (1)	基本契約件名	水戸管理事務所管内橋梁耐震補強検討に関する基本契約（その4）
1-4. (2)	個別契約件名	上記基本契約により行う設計業務（以下「基本契約対象業務」という。） は以下の2件 設計業務① 常磐自動車道 関本高架橋耐震補強検討業務 設計業務② 北関東自動車道 宍戸城大橋耐震補強検討業務
1-5.	契約責任者	NEXCO 東日本 関東支社 支社長 千田 洋一
1-6.	契約担当部署	NEXCO 東日本 関東支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 (電話) 048-631-0020 (Mail) ki-r-kanto@e-nexco.co.jp
1-7.	競争契約の方法	公募型プロポーザル方式
1-8.	見積の方法	個別契約時の指示による
1-9.	履行保証	個別契約時の指示による
1-10.	契約書の作成	基本契約：必要（作成方法については3-10.に示す特定者と協議する） …基本契約書案を参照のこと 個別契約：必要（作成方法については4-1.に示す基本契約の相手方と協議する） …入札者に対する指示書[26]を参照のこと
1-11.	契約図書	

(1) 本件調査等基本契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。

なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

- ① 手続開始の公示（説明書） 本書
- ② 基本契約書案 別添「設計基本契約書（案）」のとおり
- ③ 入札者に対する指示書 https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【郵送入札】を使用すること
- ④ 基本契約条件書 別添「基本契約条件書」のとおり
- ⑤ 参加表明書 本書の別紙参加表明書様式1のとおり
- ⑥ 技術提案書 本書の別紙技術提案書様式1のとおり

(2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要があり、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。

(3) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞ

れダウンロードして取得すること。

契約図書の交付期間は、別紙『契約手続き日程』のとおりとする。

第2 調達手続に付する事項

2-1. 業務概要

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 業務場所 | 別添「基本契約条件書」のとおり |
| (2) 業務内容 | 別添「基本契約条件書」のとおり |
| (3) 調査等数量 | 別添「基本契約条件書」のとおり |
| (4) 想定する業務履行期間 | 別添「基本契約条件書」のとおり |
| (5) 成果品 | 個別契約時の指示による |

第3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者は、次に示す事項をすべて満たす者とし、下記3-2.に示す「参加表明書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（下記3-3.に示す「参加表明書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第6条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 技術提案書の提出期限（下記3-7.に示す「技術提案書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、業種区分「橋梁設計」に係る NEXCO 東日本の『令和3・4年度競争参加資格』を有する者であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）
- (4) 審査基準日から基本契約の相手方と決定する日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域3（関東支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと。
- (5) 審査基準日において、平成19年度以降に元請として受渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。

同種業務 道路における橋梁（※1）の耐震補強設計（※2）

※1 道路における橋梁とは、「H29年 道路橋示方書 V 耐震設計編 2.1 総則」、「H24年 道路橋示方書 V 耐震設計編 2.3 橋の重要度の区分」または「H14年 道路橋示方書 V 耐震設計編 2.3 橋の重要度の区分」における「B種の橋」をいう。

※2 耐震補強設計とは、既設橋脚本体のじん性や耐力を向上する設計又は免震化・地震時水平力分散構造化・制震構造化により既設橋脚に作用する地震時慣性力を軽減する設計をいう。

- (6) 審査基準日から基本契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す施工（調査等）管理業務の受注者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本件競争若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に下記に示す施工（調査等）管理業務の受注者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- 1) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
- 2) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員が代表権を有する役員

を兼ねている者

- ・施工（調査等）管理業務の受注者
- ・保全点検業務等の実施に関する細目協定 保全施工管理業務

(受注者：株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング)

- ・水戸管理事務所管内改良土木施工管理業務 (受注者：株式会社片平新日本技研)

(7) 審査基準日から基本契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、競争参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書1[1]「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合

3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】

会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ii) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

iv) 組合の理事

v) その他業務を執行する者であって、i) ~ iv) までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人

③ その他競争の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の競争に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3-2. 参加表明書の作成

- (1) 競争参加希望者は、次に示す「参加表明書（以下「表明書」という。）を作成しなければならない。表明書の各様式はA4判とし、文字サイズは10ポイント以上とする。なお、表明書の作成に係る留意事項は以下に示す。

表明書（様式）	留意事項
参加表明書 (様式 1)	必要事項を記載のうえ記名すること その他補足事項については、入札者に対する指示書[9]〔3〕①を参照のこと
企業の同種業務の実績 (様式 2)	上記3-1.(5)に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること。 テクリス登録を行っている場合は、「テクリス登録番号」を記載すること。 テクリス登録を行っていない場合又はテクリスで実績業務の内容が確認できない場合は、同種業務の実績として記載した業務内容を確認できる契約書類（契約書・特記仕様書等）の写し、及び発注機関から通知された「認定書」または「成績評定通知書」の写しを添付すること。 記載した同種業務の発注機関がNEXCO東日本・NEXCO中日本・NEXCO西日本・国土交通省・各都道府県・各市区町村またはNEXCO以外の高速道路会社の場合で、「調査等成績評定通知書」の通知を受けている場合はその写しを添付するものとする。 なお、平成19年4月1日以降にNEXCO東日本に完成及び引渡しが完了した調査等であって、天災など受注者の責めによらないやむを得ない事情により、評定点合計が記載された発注者からの通知文書（写し）を添付することができない場合は、上記1-6.「契約担当部署」を通じてNEXCO東日本に対し評定点合計を表明書の提出期限5日前（休日を除く）までに照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せの上、必要書類を表明書の提出期限5日前（休日を除く）までに書留郵便等により提出すること。（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。） 記載にあたっては、(様式2)に示す《記載上の注意事項》に従うこと。
企業の同種業務の実績 件数 (様式 3)	上記3-1.(5)に示す同種業務の業務実績で、発注機関がNEXCO東日本・NEXCO中日本・NEXCO西日本・国土交通省・各都道府県・各市区町村またはNEXCO以外の高速道路会社の平成31年4月1日以降に受渡しが完了した業務を最大5件まで記載すること。ただし、継続契約業務（同一機関・組織で実施している業務）は、直近年度に完了した業務のみを1件の業務実績とみなす。 テクリス登録を行っている場合は、「テクリス登録番号」を記載すること。テクリス登録を行っていない場合又はテクリスで実績業務の内容が確認できない場合は、業務の実績として記載した業務内容を確認できる契約書類（契約書・特記仕様書等）の写し、及び発注機関から通知された「認定書」または「成績評定通知書」の写しを添付すること。 記載にあたっては、(様式3)に示す《記載上の注意事項》に従うこと。
企業の同一業種における表彰実績 (様式 4)	同一業種（橋梁設計）に属する業務で、平成20年4月1日以降にNEXCO東日本から表彰を受けている場合に、表彰状の写しを縮小し添付すること。 なお、表彰を受けていない場合は「なし」と記載すること。

- (2) 競争参加希望者は、表明書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

3-3. 参加表明書の提出

- (1) 競争参加希望者は、本件競争に参加するため、次に示すとおり参加表明を行わなければならない。
- ① 提出期間 別紙『契約手続き日程』のとおり
ただし、上記期間内に参加表明書の提出者がいない場合は、参加表明書の提出期間を延長する場合がある。
 - ② 提出場所 上記 1-6. 契約担当部署のとおり
 - ③ 提出方法 電子メール又は書留郵便等（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）
※表明書への押印は不要とする。
※電子メールで送信する場合、「令和3・4年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。
※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により提出すること。
なお、受付期限内に提出のない場合や、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。
 - ④ 提出書類 上記 3-2. 参加表明書の作成により作成した「表明書」を1部
(書留郵便等の場合は、正1部、副1部)
- (2) 競争参加希望者は、表明書にかかる留意事項として、上記 3-2. 参加表明書の作成に係る留意事項のほか入札者に対する指示書[9] [2] を参照のこと。

3-4. 技術提案書の提出者の選定に関する評価基準

- (1) 技術提案書の提出者を選定するための評価項目、評価基準、配点は次のとおりとする。

評価項目				評価基準	配点
参 加 表 明 者 の 経 験 及 び 能 力	実 績 等	専 門 技 術 力	成 果 の 確 実 性	<p>平成 19 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した同種業務の実績</p> <p>(参加表明書様式 2) 下記の順位で評価する。</p> <p>①同種業務の実績が平成 19 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本、国土交通省または NEXCO 以外の高速道路会社の発注業務</p> <p>②同種業務の実績が平成 19 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した各都道府県または各区市町村の発注業務</p> <p>以下の場合は加点しない。</p> <p>③平成 19 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した、上記①、②以外の発注機関の同種業務の実績</p> <p>④平成 19 年 3 月 31 日以前に受渡しが完了した業務（発注機関は問わない）</p> <p>なお、上記に該当しない場合は選定しない。</p>	<p>①25.0 点 ②12.5 点 ③・④0 点</p>
参 加 表 明 者 の 絏	実 績 等	専 門 技 術 力	成 果 の 確 实 性	<p>平成 31 年 4 月 1 日以降に発注機関に受渡しを行った同種業務の実績件数</p> <p>(参加表明書様式 3) 平成 31 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した同種業務の実績件数を下記の式で評価する。</p> <p>①評価点 = a の実績件数 × 1.0 + b の実績件数 × 0.5 a : NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本、国土交通省または NEXCO 以外の高速道路会社</p>	<p>①5.0～0 点 ②0 点</p>

験 及 び 能 力				の発注業務 b : 各都道府県または各区市町村の発注業務 なお、a + b は最大 5 件とする。 以下の場合は加点しない。 ②業務実績が平成 31 年 3 月 31 日以前に受渡しが完了した同種業務（発注機関は問わない）	
参加 表 明 者 の 経 験 及 び 能 力	表 彰	專 門 技 術 力	成 果 の 確 実 性	平成 20 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した同一業種の表彰 (参加表明書様式 4) 下記の順位で評価する。 複数の表彰実績がある場合は、提出された表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。 ①平成 20 年 4 月 1 日以降に同一業種（橋梁設計）において NEXCO 東日本の社長表彰又は NEXCO 東日本の支社長表彰の実績を有する ②平成 20 年 4 月 1 日以降に同一業種（橋梁設計）において NEXCO 東日本の事務所長表彰の実績を有する 以下の場合は加点しない。 ③上記①・②の表彰実績がない場合 ④平成 20 年 3 月 31 日以前の表彰実績である場合 ⑤NEXCO 東日本以外での表彰実績である場合 ⑥表彰内容が「感謝状」又はそれと同内容である表彰実績である場合	①10.0 点 ②5.0 点 ③～⑥0 点
経 験 及 び 能 力 の 参 加 表 明 者 の	事 故 及 び 不 誠	事 實 な 行 為	以下に該当する場合に評価を減ずる。 ①令和 3 年 10 月 13 日から令和 4 年 10 月 13 日までに NEXCO 東日本から当該業種（橋梁設計）に係る文書警告を受けた。 ②令和 3 年 10 月 13 日から令和 4 年 10 月 13 日までに NEXCO 東日本から当該業種（橋梁設計）に係る口頭注意を受けた。	①-5.0 点 ②-2.0 点	
合計（満点）					40.0 点

3-5. 技術提案書の提出者の選定

- (1) 契約責任者は、競争参加希望者から提出された参加表明書について、上記 3-4. 技術提案書の提出者の選定に関する評価基準に基づき評価を行い、技術提案書の提出者（以下「選定者」という。）を 3 者選定し、その結果について通知する。ただし、同評価の提出者が 3 者を越えて存在する場合はこの限りではない。
- ※技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の提出要請、及び非選定通知予定期別紙『契約手続き日程』のとおり
- (2) 上記(1)に示す非選定通知を受けた者は、契約責任者に対して非選定理由について説明を求める（以下「説明請求」という。）ことができる。なお、説明請求を求める場合には次に示すとおりとする。
- ① 受付期限 別紙『契約手続き日程』のとおり
 - ② 受付場所 上記 1-6. 「契約担当部署」
 - ③ 提出方法 電子メール又は書留郵便等（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期限内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ゆうパック、宅配便、ZIP ファイル形式による提出は受け付けない。）
 - ④ 提出書類 書面（様式自由）により作成
- (3) 契約責任者は、上記(2)により提出された説明請求に対して書面により回答する。
- ※回答期限日 別紙『契約手続き日程』のとおり

3-6. 技術提案書の作成

- (1) 上記 3-5. 技術提案書の提出者の選定に示す通知による選定者については、次に示す「技術提案書（以下「提案書」）」を作成しなければならない。提案書の各様式は A4 判とし、文字サイズは 10 ポイント以上とする。なお、提案書の作成に係る留意事項を以下に示す。

提案書（様式）	留意事項
技術提案書 (様式 1)	必要事項を記載のうえ記名すること その他補足事項については、入札者に対する指示書[9] [3] ①を参照のこと
業務への取組み姿勢 (様式 2)	業務への取組み姿勢を評価するため、各項目に以下のとおりに記載する。 ①「実施方針」には、本調査等の基本的な業務実施体制・照査体制・個別契約が同時期に履行されたこととなった場合の業務実施上の留意事項を記載する。 ②「基本的な実施フロー」には、本調査等の基本的な業務実施フローについて簡潔に記載する。 ・上記①、②に記載された内容についてはヒアリングで確認を行う。
社内バックアップ体制 (様式 3)	「社内バックアップ体制」には、上記①の基本的な業務実施体制を除き、個別契約を実施するうえで、配置予定技術者の支援、品質確保、工程管理の対応、同時期に履行されることとなった場合の対応など、社内のバックアップ体制の考え方を記載する。 ・記載された内容についてはヒアリングで確認を行う。
特定テーマに対する技術提案 (様式 4)	特定テーマは次のとおりとする。 神の山橋の耐震補強対策方法の選定に関する留意点 ・様式 4 については、A4 判（片面）1 枚以内で作成すること ・記載された内容についてはヒアリングで確認を行う。

3-7. 技術提案書の提出

- (1) 選定者は、上記 3-6. 技術提案書の作成で作成した提案書を次のとおり契約責任者へ提出しなければならない。

- ① 提出期間 別紙『契約手続き日程』のとおり
- ② 提出場所 上記 1-6. 契約担当部署のとおり
- ③ 提出方法 電子メール又は書留郵便等（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）
※提案書への押印は不要とする。
※電子メールで送信する場合、「令和 3・4 年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。
※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 2 項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により、4 部を提出すること。なお、受付期限内に提出のない場合や、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。
※記載漏れ等の不備がある場合は特定しない。
- ④ 提出書類 上記 3-6. 技術提案書の作成により作成した「提案書」を 1 部
(書留郵便等の場合は正 1 部、副 3 部)

3-8. 技術提案書に対するヒアリング

- (1) 提案書の提出後、選定者に対し、次に示すとおりヒアリングを実施する。

- ① 実施期間 別紙『契約手続き日程』のとおり
※ヒアリングの詳細日時は別途協議のうえ、決定する。
- ② 実施場所 東日本高速道路株式会社 関東支社
- ③ 出席者 選定者に所属し提案書の内容について説明・応答を行うことができる技術者
- ④ ヒアリング内容 提案書に記載された業務への取組み姿勢、社内バックアップ体制及び特定テーマ

に対する技術提案

- (2) 技術提案書は、ヒアリング時の質問に対する応答性も包含して評価する。
- (3) 上記(1)(3)に示す者が誰も出席できず、ヒアリングを行わなかった場合は、提案書に記載された内容のうち、確認できなかつた事項については評価しない。
- (4) ヒアリング時において提出済みの資料以外のもの（パネル・ペース等）を持ち込んでの説明及び提案書以外の追加資料の提出は認めない。

3-9. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 技術提案書を特定するための評価項目、評価基準、配点は次のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点
社内実施方針・基本的な実施体制・その他の実施手順	<p>(提案書様式 2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務実施手順を示す実施フロー及び照査体制の妥当性が高い場合に優位に評価する。 ・複数業務を同時に履行する場合の留意点が的確に捉えられている場合に優位に評価する。 	10.0 点
社内バックアップ体制	<p>(提案書様式 3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社内のバックアップ体制の妥当性が高い場合に優位に評価する。 ・複数業務を同時に履行する場合の留意点・バックアップ体制により履行の確実性が高い場合に優位に評価する。 	10.0 点
特定テーマに対する技術提案	<p>的確性</p> <p>(提案書様式 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。 ・必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。 ・業務の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。 ・業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。 <p>実現性</p> <p>(提案書様式 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。 ・提案内容を裏付ける類似実績等が明示されている場合に優位に評価する。 ・利用しようとする技術基準類が適切な場合に優位に評価する。 ・業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。 <p>独創性</p> <p>(提案書様式 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。 ・周辺分野、異分野技術を援用した、高度な検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。 ・汎用的な検討・解析手法のみで提案に工夫が見られない場合は評価しない。 	15.0 点 15.0 点 10.0 点
	合計（満点）	60.0 点

3-10. 技術提案書の特定（基本契約の相手方の特定）

- (1) 契約責任者は、選定者から提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき、上記 3-9. 技術提案書を特定するための評価基準に基づき評価を行い、技術提案書の特定と併せ基本契約の相手方（以下「特定者」という。）として、その結果を通知する。

※技術提案書の特定及び非特定通知予定日 別紙『契約手続きの日程』のとおり

- (2) 上記(1)で非特定通知を受けた者は、契約責任者に対して非特定理由について説明請求することができる。なお、説明請求を求める場合には次に示すとおりとする。
 - ① 受付期限 別紙『契約手続き日程』のとおり
 - ② 受付場所 上記 1-6. 契約担当部署のとおり

- (③ 提出方法 電子メール又は書留郵便等（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期限内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ゆうパック、宅配便、ZIP ファイル形式による提出は受け付けない。）
- ④ 提出書類 書面（様式自由）により作成
- (3) 契約責任者は、上記(2)により提出された説明請求に対して書面により回答する。
※回答期限日 別紙『契約手続きの日程』のとおり
- (4) 特定者は、当該技術提案書の内容を尊重し反映した特記仕様書を作成するために、技術提案内容の正確な理解のため契約責任者が必要と判断し、技術提案書に関するヒアリング又は意見交換を申し入れた場合は、これに応じるものとする。

第4 基本契約

4-1. 基本契約の締結

契約責任者は、基本契約の相手方を特定した後、対象業務の履行・基本契約の期間等に関する基本契約を契約責任者と特定者の代表者間で締結する。

第5 個別契約

5-1. 契約交渉

1-4. (2)に示す各設計業務の個別契約の締結に向けて、基本契約締結後、特定された技術提案及び基本契約条件書の内容を踏まえ、契約責任者が別途指定した時期から、個別契約の契約締結に必要な仕様や条件等について交渉し、その内容を特記仕様書に反映する。

5-2. 参考見積書の提出

特定者は、5-1. に示す契約交渉の結果を踏まえ、参考見積書を契約責任者に提出する。

5-3. 見積合わせ

見積書の提出及び執行の日時については、特定者に別途通知する。

5-4. 個別契約の締結

契約責任者は、見積執行の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な見積価格である場合に、契約の相手方として決定し、個別契約を締結する。

第6 その他

6-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

6-2. 質問の受付

- (1) 本件競争に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。
- ① 受付期間 別紙『契約手続きの日程』のとおり
- ② 受付場所 上記 1-6. 契約担当部署
- ③ 受付方法 質問書面（別紙質問書様式）を電子メール又は書留郵便等により提出
(書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期間内に提出のない場合や普通郵便、持参、ゆうパック、宅配便、ZIP ファイル形式による提出は受け付けない。)
- (2) 上記(1)により受けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。
- ① 回答予定日 別紙『契約手続きの日程』のとおり
- ② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本契約件名」の「備考」に掲載する。）

https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service

- (3) 競争に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。
<https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

6-3. 苦情申し立て

本競争の手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情検討委員会事務局、電話 03-5253-2111（代表））に対して苦情の申立てを行うことができる。

6-4. 競争参加資格に関する留意事項

- (1) 基本契約の相手方が基本契約後、契約交渉等を経て、個別契約の受注者（以下「受注者」という。）となった場合、本件業務の受注者、業務の下請負人、または当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本件業務にかかる工事の入札に参加し又は建設工事を請負うことができない。

「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

- (2) 本件業務の受注者、本件業務の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本件業務の下請負人、本件業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本件業務の契約期間中、監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の入札に参加し又は施工（調査等）管理業務を請負うことができない。

「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

6-5. 設計業務成果品等の貸与

本業務は、NEXCO 東日本が認める範囲で本業務に係わる設計業務成果品等を格納した DVD-R（以下「貸与用電子媒体」という。）を競争参加希望者に対し貸与する。

①貸与用電子媒体に含まれる情報

（ア）設計対象橋梁の図面及び特定テーマ対象橋梁の過年度業務報告書

②被貸与可能者：上記 3-1. 競争参加資格に該当する者で別添 1「貸与用電子媒体借用申込書兼貸与用電子媒体受領書兼貸与用電子媒体返却書」を提出した競争参加希望者であること

③貸与方法等：上記 1-6. 契約担当部署へ事前電話連絡後、別添 1 を持参・提出し、手交により電子媒体の貸与を受ける。

④借用申込期限：参加表明書の提出期限の前営業日の 16 時

⑤返却期限

（1）参加表明書未提出の場合：参加表明書提出期限日から 1 週間以内

（2）非選定通知を受けた場合：非選定通知日から 1 週間以内

（3）選定通知を受けたが手続きを辞退した場合：すみやかに返却するものとし、技術提案書提出期限日から 1 週間以内

（4）非特定通知を受けた場合：非特定通知日から 1 週間以内

⑥返却方法等：上記 1-6. 契約担当部署に持参又は郵送（書留郵便）の方法により、別添 1 とともに返却する。

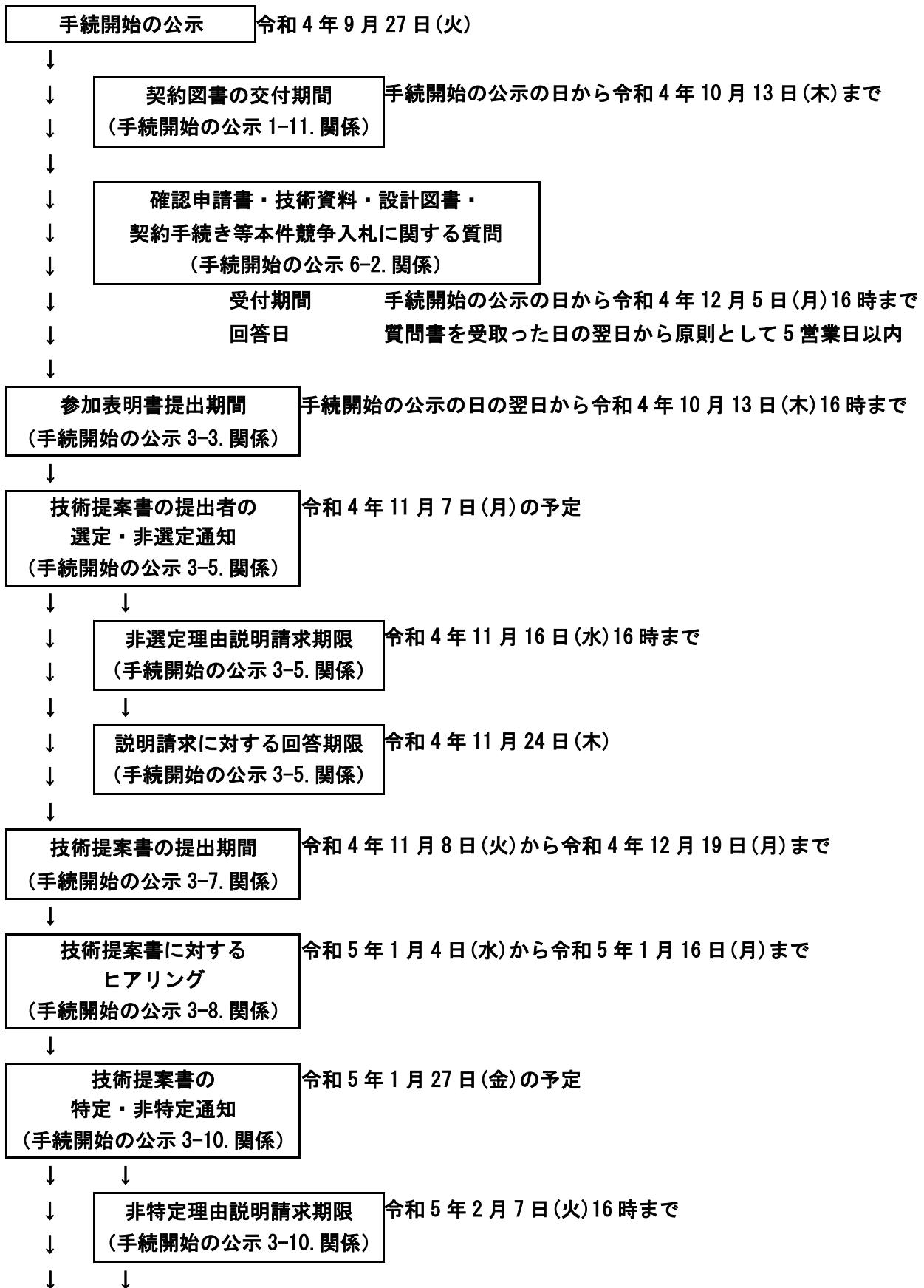
⑦その他

- (1) 貸与用電子媒体は本業務に係る参加表明書、技術提案書及び見積書作成以外の目的に使用してはならない。
- (2) 貸与用電子媒体は通常の用法をもって使用するものとし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (3) 貸与用電子媒体の情報の複製、紛失、改造及び現状変更並びに第三者への譲渡、転貸及び情報提供を行ってはならない。
- (4) 本業務の入札公告に関する質問を除き、貸与用電子媒体に関する発注者への質問等は行わない。
また、本業務に係る設計業務等の請負者等への問合せは行わない。
- (5) 発注者が返却期限前に貸与用電子媒体の返却を求めた場合は、上記⑥により速やかにこれに応じなければならない。

以 上

契約手続き日程

調査等名：水戸管理事務所管内橋梁耐震補強検討に関する基本契約（その4）



↓ 説明請求に対する回答期限 令和5年2月14日(火)
↓ (手続開始の公示 3-10. 関係)
↓

基本契約の締結
(手続開始の公示 4-1. 関係)

※手続きに際しては、入札公告など関係資料を十分にご確認のうえ手続きをお願いします。
※令和4年4月1日付けで入札者に対する指示書の見直しを行っております。当社ホームページにて内容をご確認のうえ、手続きをお願いします。